

協会員の内部管理責任者等に関する規則 (平 4. 3. 18)

(目 的)

第 1 条 この規則は、協会員において金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他の法令諸規則等の遵守状況を管理する業務に従事する役員及び従業員の配置、その資格要件、責務等を定めることにより、協会員の内部管理態勢を強化し、適正な営業活動の遂行に資することを目的とする。

(内部管理統括責任者の登録)

第 2 条 協会員は、内部管理統括責任者 1 名を定め、所定の様式による内部管理統括責任者登録申請書を遅滞なく、本協会に提出し、本協会が備える内部管理統括責任者登録簿に登録を受けなければならない。

2 協会員は、前項の申請内容に変更がある場合は、所定の様式による内部管理統括責任者変更申請書を遅滞なく、本協会に提出し、当該変更に係る登録を受けなければならない。

3 本協会は、協会員から前 2 項の規定により登録申請又は変更申請があった場合において、当該申請に係る者が次条に定める資格要件に該当するときは、当該者を内部管理統括責任者登録簿に登録する。

(内部管理統括責任者の資格要件)

第 3 条 会員の内部管理統括責任者は、内部管理を担当する登記された代表取締役又は代表執行役（外国法人である会員については、当該支店において常務に従事している国内における代表者に準ずる権限を有する者）でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。

2 特定業務会員の内部管理統括責任者は、定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務（以下「特定業務」という。）のうち、当該特定業務会員が行う全ての特定業務の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。

3 特別会員の内部管理統括責任者は、登録金融機関業務（定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。

4 協会員は、「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第12条第 1 項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、内部管理統括責任者に任命してはならない。

5 協会員は、従業員規則第12条第 1 項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者について、その決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括責任者に任命してはならない。

6 協会員は、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第11条の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、当該処分の決定を受けた日から 5 年間は、内部管理統括責任者に任命してはならない。

7 協会員は、次に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、内部管理統括責任者に任命してはならない。

1 第17条第 1 項又は第18条第 1 項の規定による営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置（以下「営業責任者等配置禁止措置」という。）に係る決定を受けた者（以下「営業責任者等配置禁止措置者」という。）

- 2 外務員規則第6条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者
- 3 外務員規則第11条の規定による外務員の職務の停止の処分を受けた者
- 4 「金融商品仲介業者に関する規則」(以下「金融商品仲介業規則」という。)第29条第1項の規定による外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者

(内部管理統括責任者の責務)

第4条 内部管理統括責任者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、当該協会員の役員又は従業員(特定業務会員にあっては、特定業務に従事する役員又は従業員を、特別会員にあっては、登録金融機関業務に従事する役員又は従業員をいう。以下同じ。)に対し、金商法その他の法令諸規則等の遵守の営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理態勢の整備に努めなければならない。

- 2 内部管理統括責任者は、協会員における営業活動が金商法その他の法令諸規則等を遵守し、適正に行われるよう営業責任者及び内部管理責任者を指導、監督し、金商法その他の法令諸規則等に違反する事案が生じた場合には、金商法その他の法令諸規則等に照らし、適正に処理しなければならない。
- 3 内部管理統括責任者は、協会員の営業活動における金商法その他の法令諸規則等の遵守に関し、行政官庁及び本協会その他の自主規制機関との適切な連絡、調整を行わなければならない。
- 4 内部管理統括責任者は、当該協会員の投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を取締役社長又は執行役社長(外国法人である会員については、金商法第29条の2第1項第3号に規定する国内における代表者とし、特定業務会員については、特定業務会員代表者とし、特別会員については、特別会員代表者とする。次条において「取締役社長等」という。)に報告しなければならない。

(内部管理統括責任者への指示)

第5条 取締役社長等は、内部管理統括責任者がその職務を的確に遂行できるよう配慮するとともに、前条第4項の規定により内部管理統括責任者から報告を受けた場合は、適切な指示を与えなければならない。

(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)

- 第6条 内部管理統括責任者は、第4条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者(所属部署等における担当業務の遂行に責任を有する者をいう。以下同じ。)を内部管理統括補助責任者として定め、自己の職務を分担させることができる。
- 2 協会員は、内部管理統括責任者が前項の規定により内部管理統括補助責任者を定めた場合又は内部管理統括補助責任者を定めなくなった場合若しくは報告内容に変更がある場合には、所定の様式による内部管理統括補助責任者報告書を遅滞なく、本協会に提出しなければならない。
 - 3 会員の内部管理統括責任者は、「外務員等資格試験に関する規則」(以下「試験規則」という。)による会員内部管理責任者資格試験(以下「会員内部管理責任者資格試験」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。
 - 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)(定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあっては、会員内部管理責任者資格試験)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。
 - 5 特別会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験(金商法第33条第2項第3号ハ又は同項第4号ロに掲げる行為(同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)(以下「登録金融機関金融商品仲介行為」という。)の内部

管理を担当する内部管理統括補助責任者にあっては、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。

- 6 内部管理統括補助責任者として内部管理統括責任者の職務の分担を受けた者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、その職務を的確に遂行し、内部管理統括責任者にその遂行状況を報告しなければならない。
- 7 内部管理統括責任者は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。
- 8 内部管理統括責任者は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則第11条の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。
- 9 内部管理統括責任者は、第3条第7項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。

（内部管理部門の管理職者等の資格取得）

- 第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第5条第2号口若しくはニに掲げる業務又は登録金融機関金融商品仲介行為の内部管理を担当する内部管理部門の管理職者にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。
- 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。以下本項において同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第5条第2号口若しくはニに掲げる業務又は登録金融機関金融商品仲介行為に関する内部管理業務に従事する従業員にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者）となるよう努めるものとする。

（研修の受講）

- 第8条 協会員は、内部管理統括責任者について、本協会の事業年度（定款第80条に定める事業年度をいう。以下同じ。）毎に、本協会が実施する「内部管理統括責任者研修」を受講させなければならない。
- 2 協会員は、内部管理統括補助責任者について、本協会の事業年度毎に、本協会が実施する「内部管理統括補助責任者研修」を受講させなければならない。
- 3 協会員は、営業責任者、内部管理責任者及び内部管理業務に従事する従業員（内部管理統括補助責任者を除く。）について、本協会の事業年度毎に、前2項に規定する本協会が実施する研修に準じた社内研修を受講させなければならない。
- 4 協会員は、営業責任者等配置禁止措置者について、その措置に係る決定後速やかに、第1項及び第2項に規定する研修等の本協会が指定する研修を受講させなければならない。

（内部管理統括責任者及び内部管理統括補助責任者への交代勧告）

- 第9条 本協会は、内部管理統括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理統括責任者の交代勧告をすることができる。
 - 1 内部管理統括責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。
 - 2 協会員の法令等違反行為が発生した場合において、内部管理統括責任者が当該法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、内部管理統括責任者の指示により発生した場合等、内部管理統括責任者が第4条各項に

定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。

2 本協会は、内部管理統括補助責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該内部管理統括補助責任者の交代勧告をすることができる。

- 1 内部管理統括補助責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。
- 2 協会員の法令等違反行為が発生した場合において、内部管理統括補助責任者が当該法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、内部管理統括補助責任者の指示により発生した場合等、内部管理統括補助責任者が第6条第6項に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。

(営業責任者の配置)

第10条 協会員は、当該協会員における投資勧誘等の営業活動、顧客管理を行う本店、その他の営業所又は事務所（本店、その他の営業所又は事務所における部署を含む。）について、細則に定める営業単位として定め、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協会員は、前項の細則に定める営業単位以外の営業単位を定め、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置することができる。この場合における営業責任者の配置については、あらかじめ所定の様式による申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。

(営業責任者の資格要件)

第11条 次の各号に掲げる試験のうち、いずれかに合格した者は、営業責任者となる資格（以下「営業責任者資格」という。）を有する。

- 1 平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による会員営業責任者資格試験（以下「会員営業責任者資格試験」という。）
 - 2 会員内部管理責任者資格試験
 - 3 平成18年4月1日改正前の「証券外務員等資格試験規則」による特別会員営業責任者資格試験（以下「特別会員営業責任者資格試験」という。）
 - 4 特別会員内部管理責任者資格試験
- 2 会員は、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。
- 3 特定業務会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。
- 4 特別会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。
- 5 協会員は、営業責任者が第17条第1項の規定により営業責任者等配置禁止措置に係る決定を受けたときは、直ちにその後任の営業責任者を任命しなければならない。
- 6 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、営業責任者に任命してはならない。
- 7 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則第11条の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、営業責任者に任命してはならない。

8 協会員は、第3条第7項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、営業責任者に任命してはならない。

(特定店頭デリバティブ取引等に係る特例)

第11条の2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第3条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等に係る営業責任者に任命してはならない。

1 平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験（平成27年1月1日改正前の試験規則第3条第6号に規定する特別会員四種外務員資格試験をいう。以下同じ。）の合格者

2 平成21年4月1日以降に実施した外務員規則第4条の2第1項に定める第1項社内研修を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者

3 平成21年3月31日以前に実施した外務員規則第4条の2第2項に定める第2項社内研修を受講し、当該第2項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者で、かつ、報告をした協会員に所属している者

(商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例)

第11条の3 協会員は、第11条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。

1 令和2年7月1日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者

2 令和2年6月30日以前に実施した会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第4条の3第2号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者

(営業責任者の責務)

第12条 営業責任者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、自らが営業責任者として任命された営業単位に所属する役員又は従業員に対し、金商法その他の法令諸規則等を遵守する営業姿勢を徹底させ、投資勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければならない。

2 営業責任者は、自らが営業責任者として任命された営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に關し、重大な事案が生じた場合には、速やかにその内容を内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(内部管理責任者の配置)

第13条 協会員は、当該協会員における投資勧誘等の営業活動、顧客管理を行う本店、他の営業所又は事務所（本店、他の営業所又は事務所における部署を含む。）について、細則に定める営業単位として定め、当該営業単位ごとに内部管理業務の管理職者を内部管理責任者に任命し、配置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協会員は、細則に定める者を内部管理責任者に任命し、配置することができる。

3 前項の規定にかかわらず、協会員は、第1項の細則に定める営業単位以外の営業単位を定め、当該営業単位の内部管理責任者を任命し、配置することができる。この場合における内部管理責任者の配置については、あらかじめ所定の様式による申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。

(内部管理責任者の資格要件)

第14条 次の各号に掲げる試験のうち、いずれかに合格した者は、内部管理責任者となる資格（以下「内部管理責任者資格」という。）を有する。

- 1 会員内部管理責任者資格試験
 - 2 特別会員内部管理責任者資格試験
- 2 会員は、会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。
 - 3 特定業務会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。
 - 4 特別会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験）の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。
 - 5 協会員は、内部管理責任者が第18条第1項の規定により営業責任者等配置禁止措置に係る決定を受けたときには、直ちにその後任の内部管理責任者を任命しなければならない。
 - 6 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者について、内部管理責任者に任命してはならない。
 - 7 協会員は、従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者及び外務員規則第11条の規定による外務員登録の取消処分を受けた者について、その決定を受けた日から5年間は、内部管理責任者に任命してはならない。
 - 8 協会員は、第3条第7項各号に掲げる措置に係る決定又は処分を受けた者について、当該措置又は処分期間中は、内部管理責任者に任命してはならない。

（特定店頭デリバティブ取引等に係る特例）

- 第14条の2 協会員は、前条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者に任命してはならない。
- 1 平成21年4月1日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者
 - 2 平成21年4月1日以降に実施した外務員規則第4条の2第1項に定める第1項社内研修を受講し、当該第1項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者
 - 3 平成21年3月31日以前に実施した外務員規則第4条の2第2項に定める第2項社内研修を受講し、当該第2項社内研修を実施した協会員がその結果を本協会に報告している者で、かつ、報告をした協会員に所属している者

（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例）

- 第14条の3 協会員は、第14条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第3条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者に任命してはならない。
- 1 令和2年7月1日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者
 - 2 令和2年6月30日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第4条の3第2号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者

（内部管理責任者の責務）

- 第15条 内部管理責任者は、自ら金商法その他の法令諸規則等を遵守するとともに、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における営業活動が金商法その他の法令諸規則等に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監査する等適切な内部管理を行わなければならない。

2 内部管理責任者は、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における投資勧誘等の営業活動、顧客管理に関し、重大な事案が生じた場合には、速やかに内部管理統括責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(営業責任者等の協会への報告)

第 16 条 協会員は、毎年 7月末日現在における営業責任者及び内部管理責任者の配置の状況を、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。

(営業責任者の配置禁止措置の決定)

第 17 条 本協会は、従業員規則第10条第 1 項の規定により協会員から提出された事故顛末報告書若しくは同第11条第 4 項に規定する認定資料又は次項の規定により協会員から報告若しくは提出された資料に基づき審査した結果、営業責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、決定により、当該各号に該当したときに所属していた協会員に対し当該営業責任者につき 5 年以内の期間を定めて営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置を講ずる。ただし、本協会が従業員規則第12条第 1 項に基づき不都合行為者として取り扱う場合については、この限りでない。

- 1 営業責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。
- 2 自らが営業責任者として任命された営業単位に所属する役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、営業責任者が当該法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、営業責任者の指示により発生した場合等、第12条に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。
- 2 本協会は、前項の適用について必要があると認めるときは、協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

(内部管理責任者の配置禁止措置の決定)

第 18 条 本協会は、従業員規則第10条第 1 項の規定により協会員から提出された事故顛末報告書若しくは同第11条第 4 項に規定する認定資料又は次項の規定により協会員から報告若しくは提出された資料に基づき審査した結果、内部管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、決定により、当該各号に該当したときに所属していた協会員に対し当該内部管理責任者につき 5 年以内の期間を定めて営業責任者又は内部管理責任者として任命し、配置することを禁止する措置を講ずる。ただし、本協会が従業員規則第12条第 1 項に基づき不都合行為者として取り扱う場合については、この限りでない。

- 1 内部管理責任者自らが法令等違反行為を行ったとき。
- 2 自らが内部管理責任者として任命された営業単位に所属する役員又は従業員の法令等違反行為が発生した場合において、内部管理責任者が当該法令等違反行為を隠蔽、放置した場合や、内部管理責任者の指示により発生した場合等、第15条に定める責務を十分果たしていなかったと認められるとき。
- 2 本協会は、前項の適用について必要があると認めるときは、協会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

(協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例)

第 19 条 本協会に新たに加入する協会員の内部管理統括補助責任者については、本協会に新たに加入した日から 6 か月間に限り、第 6 条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定を適用しない。

- 2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から 6 か月間に限り、第11条第 2 項から第 4 項まで、第11条の 2 、第11条の 3 、第14条第 2 項から第 4 項まで、第14条の 2 又は第14条の 3 の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款

第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が特定業務会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（定款第5条第2号口若しくはニに掲げる業務を行う特定業務会員又は登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験）の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。

1 会員

試験規則第3条第1号又は第2号に掲げるいずれかの外務員資格試験の合格者

2 特定業務会員

試験規則第3条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げるいずれかの外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者

3 特別会員

試験規則第3条第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げるいずれかの外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者

3 協会員の内部管理部門に所属する管理職者については、当該者が就任した日から6か月間に限り、第7条の規定を適用しない。

4 協会員は、海外現地法人又は海外親法人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、第11条の3、第14条第2項から第4項まで、第14条の2又は第14条の3の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から6か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。

（営業責任者等配置禁止措置者名簿）

第20条 本協会は、営業責任者等配置禁止措置者の名簿（以下「営業責任者等配置禁止措置者名簿」という。）を備え、当該営業責任者等配置禁止措置者名簿に営業責任者等配置禁止措置者の氏名、生年月日、当該営業責任者等配置禁止措置者に係る営業責任者等配置禁止措置を行う原因となった行為の内容、当該営業責任者等配置禁止措置の内容及び当該営業責任者等配置禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。

（営業責任者等配置禁止措置解除申請）

第21条 協会員は、営業責任者等配置禁止措置者について、改悛の情があることが明らかである場合又は当該営業責任者等配置禁止措置者に係る営業責任者等配置禁止措置を行う原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該営業責任者等配置禁止措置を解除することが適当と認めたときは、所定の様式により、当該営業責任者等配置禁止措置の解除を申請することができる。

（営業責任者等配置禁止措置の解除の審査及び通知）

第22条 本協会は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その申請を適當と認めたときは、決定により、その申請に係る者について営業責任者等配置禁止措置を解除することができる。

2 本協会は、前項の審査の結果について、当該審査に係る申請を行った協会員に通知する。

3 本協会は、第1項の規定により営業責任者等配置禁止措置を解除したときは、営業責任者等配置禁止措置者名簿につき、その者に関する記載を抹消する。

付 則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第12条の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 協会員は、平成4年6月末日現在において内部管理統括責任者の地位にある者について、同日以降、遅滞なく、本協会に対して内部管理統括責任者登録申請書により登録申請し、本協会が備える内部管理統括責任者登録簿に登録を受けなければならない。
- 3 協会員は、平成6年3月31日現在において営業責任者の地位にある者については、当該者が営業責任者資格試験又は内部管理責任者資格試験の合格者でない場合でも、平成7年3月31日までは、営業責任者の地位に置くことができる。
- 4 協会員は、平成6年3月31日現在において内部管理責任者の地位にある者については、当該者が内部管理責任者資格試験の合格者でない場合でも、平成7年3月31日までは、内部管理責任者の地位に置くことができる。

5 削 除

付 則 (平 6. 2.16)

- 1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。
- 2 特別会員については、第7条の規定は、この改正規則施行の日（以下「施行日」という。）から平成7年3月31日までの間、適用しない。
- 3 平成6年4月1日に本協会に加入した特別会員は、同年6月末日現在において内部管理統括責任者の地位にある者について、同日以降、遅滞なく、本協会に対して内部管理統括責任者登録申請書により登録申請し、本協会が備える内部管理統括責任者登録簿に登録を受けなければならない。
- 4 施行日前に実施された試験規則による営業責任者資格試験の合格者は、第9条に規定する会員営業責任者資格試験の合格者とみなす。
- 5 施行日前に実施された試験規則による内部管理責任者資格試験の合格者は、第9条及び第12条に規定する会員内部管理責任者資格試験の合格者とみなす。
- 6 施行日から平成7年3月31日までの間に本協会に加入する特別会員にあっては、施行日から平成8年3月31日までの間に営業責任者又は内部管理責任者に任命した者が、第9条又は第12条に規定する資格要件を満たしていない場合でも、平成9年3月31日までの間は、当該者を営業責任者又は内部管理責任者の地位に置くことができる。

7 削 除

8 削 除

9 削 除

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条から第5条まで、第8条、第9条、第12条及び第15条を改正。
- (2) 第3条第2項及び第9条第2項を新設。

付 則 (平 8. 3.29)

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第11条を改正。

付 則 (平9. 8. 8)

この改正は、平成9年9月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第4項、第9条第3項及び第15条を新設。
- (2) 旧第15条を第16条に繰り下げる。

付 則 (平10. 2. 18)

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条の見出しを改正。
- (2) 第6条第2項を新設。

付 則 (平10. 6. 19)

この改正は、平成10年6月22日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第3項を改正。

付 則 (平10. 11. 30)

1 この改正は、平成10年12月1日から施行する。

2 施行日から平成12年3月31日までの間に証取法第65条第2項第4号に規定する証券投資信託の受益証券等に係る業務（次項において「投信業務」という。）を開始する特別会員にあっては、当該業務に係る営業単位の営業責任者又は内部管理責任者に任命した者が、第9条又は第12条に規定する資格要件を満たしていない場合でも、平成14年3月31日までの間は、当該者を営業責任者又は内部管理責任者の地位に置くことができる。

3 削除

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条、第4条第1項及び第4項を改正。

付 則 (平13. 9. 19)

1 この改正は、平成13年10月1日から施行する。

2 内部管理統括責任者は、平成13年9月30日現在において内部管理統括補助責任者の地位にある者については、第6条第2項又は同条第3項の規定にかかわらず、平成15年9月30日までの間は、内部管理統括補助責任者の職務を行わせることができる。

3 平成13年9月30日現在において内部管理部門に所属する責任者については、第6条の2第1項の規定にかかわらず、平成15年9月30日までの間は、内部管理責任者の資格取得者とみなす。

4 削除

5 削除

6 削除

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第2項を第4項に改正し、第2項及び第3項を新設。

- (2) 第6条の2を新設。
- (3) 第7条第3項、第9条第1項及び第16条を改正。

付 則 (平15. 3. 26)

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条第1項及び第4条第4項を改正。

付 則 (平16. 11. 26)

- 1 この改正は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 特別会員の内部管理統括責任者が平成16年12月1日から同17年5月31日までの間に任命する証券仲介業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者については、第6条第3項ただし書の規定にかかわらず、次の第1号から第3号の全ての要件に該当する者に限り、当該任命をした日から6月間、当該内部管理統括補助責任者にその職務を分担し行わせることができる。
 - 1 一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員の資格を有する者
 - 2 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者
 - 3 本協会が指定する研修の受講修了者
- 3 特別会員は、平成16年12月1日から同17年5月31日までの間に内部管理部門の証券仲介業務を担当させる責任者（課長職以上の管理職者をいう。）については、第6条の2第1項及び第12条第2項の規定にかかわらず、この付則前項各号の全ての要件に該当する者に限り、当該担当をさせた日から6月間、その職務を行わせることができる。
- 4 特別会員が平成16年12月1日から同17年5月31日までの間に任命する証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者については、第9条第2項ただし書の規定にかかわらず、次の第1号から第3号の全ての要件に該当する者に限り、当該任命をした日から6月間、当該営業単位の営業責任者に配置することができる。
 - 1 一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員の資格を有する者
 - 2 試験規則による特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者
 - 3 本協会が指定する研修の受講修了者
- 5 特別会員が平成16年12月1日から同17年5月31日までの間に任命する証券仲介業務を行う営業単位の内部管理責任者については、第12条第2項ただし書の規定にかかわらず、この付則第2項各号の全ての要件に該当する者に限り、当該任命をした日から6月間、当該営業単位の内部管理責任者に配置することができる。

6 削除

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第6条第3項、第9条第2項及び第12条にただし書を追加。
- (2) 第16条を新設。
- (3) 旧第16条を第17条に繰り下げる。

付 則 (平17. 9. 20)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第9条第1項及び第2項を改正。

付 則 (平18. 12. 19)

この改正は、平成19年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第10条第1項及び第15条第1項を改正。

付 則 (平19. 9.18)

- 1 この改正は、平成19年9月30日から施行する。
- 2 会員及び特別会員の特定店頭デリバティブ取引等のみを行う営業単位においては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、営業責任者について第11条第1項ただし書及び同条第3項また書の規定を、内部管理責任者について第14条第1項ただし書及び同条第3項また書の規定を適用しない。
- 3 店頭デリバティブ取引会員においては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、内部管理部門に所属する責任者について第7条第1項の規定を、営業責任者について第11条第2項の規定を、内部管理責任者について第14条第2項の規定を適用しない。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 本規則を「公正慣習規則」から「自主規制規則」に改める。
- (2) 第1条から第4条まで、第6条から第7条まで、第9条、第10条及び第12条から第16条までを改正する。
- (3) 第6条の2を第7条とし、旧第7条を第8条に繰り下げる。
- (4) 第9条を新設し、旧第8条から旧第16条を第10条から第18条に繰り下げる。
- (5) 旧第17条を削除する。
- (6) 付則第5項、付則(平6.2.16)第7項から第9項、付則(平10.11.30)第3項、付則(平13.9.19)第4項から第6項及び付則(平16.11.26)第6項を削除する。

付 則 (平21. 2.17)

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第11条、第14条、第18条第2項及び第18条第4項を改正。
- (2) 第11条の2及び第14条の2を新設。

付 則 (平21. 9.15)

この改正は、平成21年9月30日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条から第4条、第6条から第14条及び第15条から第17条までを改正。
- (2) 第18条を新設し、旧第18条を第19条に繰り下げ、改正。

付 則 (平22. 5.18)

- 1 この改正は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項、第6条第8項、第11条第7項及び第14条第7項に規定する「従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者」は、施行日以後に従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱うことを決定し、かつ、従業員規則第15条第1項の規定による不都合行為者の取扱いの解除を行っていない者をいう。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条、第6条から第8条、第11条、第14条及び第17条から第19条までを改正。
- (2) 第20条から第22条までを新設。

付 則 (平26. 3.18)

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の日前に改正前の規則第17条第1項若しくは第18条第1項の規定による営業責任者資格取消処分若しくは内部管理責任者資格取消処分若しくは営業責任者資格停止処分若しくは内部管理責任者資格停止処分を受けた者又は改正前の外務員規則第6条第1項若しくは第2項若しくは改正前の金融商品仲介業規則第29条第1項若しくは第2項の規定による外務員資格取消処分若しくは外務員資格停止処分を受けた者については、なお従前の例による。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第6項柱書及び第7項、第6条第2項及び第8項、第8条第3項及び第4項、第11条第5項及び第7項、第14条第5項及び第7項、第17条第1項柱書及び第4項、第18条第1項柱書及び第4項、第20条、第21条、第22条第1項及び第3項を改正。
- (2) 第3条第6項第1号から第4号を削る。
- (3) 旧第6条第9項を削り、旧第10項を第9項に繰り上げ、改正。
- (4) 旧第11条第8項を削り、旧第9項を第8項に繰り上げ、改正。
- (5) 旧第14条第8項を削り、旧第9項を第8項に繰り上げ、改正。

付 則 (平26. 6.17)

この改正は、平成27年1月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第11条の2を改正。
- (2) 第19条第2項を改正。

付 則 (平27. 5.19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条第2項、第4条第1項及び第4項、第6条第4項、第7条、第11条第3項、第11条の2柱書、第14条第3項、第19条第2項を改正。

付 則 (平30. 1.16)

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第6項及び第7項第3号、第6条第8項、第11条第7項、第14条第7項を改正。
- (2) 第17条第4項及び第18条第4項を削る。

付 則 (令 2. 2.18)

この改正は、令和2年3月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第2項、第19条第2項及び第4項を改正。
- (2) 第11条の3及び第14条の3を新設。

付 則 (令 4. 9.20)

この改正は、令和4年9月26日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第20条を改正。

付 則（令 7. 4. 10）

この改正は、令和7年5月1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第3条第2項、第6条第4項、第7条第1項及び第2項、第11条第3項、第14条第3項、第19条第2項を改正。

付 則（令 8. 1. 8）

1 この改正は、令和8年1月8日から施行する。

2 特別会員においては、この改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に限り、第7条第1項括弧書に規定するただし書の規定を適用しない。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第7条第1項及び第2項を改正。